

上麻生小学校いじめ防止基本方針概要

上麻生小学校は、「いじめ防止対策推進法」（H25.9.28施行）の第13条を踏まえ、「**上麻生小学校いじめ防止基本方針**」を策定し、いじめの**未然防止**、**早期発見**・**早期対応**に全力を尽くし、児童を守ります。

未然防止のための取組

- ①魅力ある授業づくりに努めます。
- ②よさを認め合う学級経営、教科経営に努めます。
- ③具体的場面での繰り返し指導を行います。
「自他の生命のかけがえのなさ」「人を傷つけることが絶対に許されないこと」
- ④「**命と平和・友情の日**」として毎月11日に、体験活動や道徳教育を行います。（平和・友情宣言で確認）
- ⑤インターネット上のトラブルやSNSの使い方について研修会を行います。
- ⑥「ひびきあい集会」を中心として、差別を許さず、思いやりの心をもって関わろうという人権意識を育てていきます。

いじめの早期発見・早期対応

- ①受容的、共感的態度で接し、信頼関係を築きながら、日ごろからの児童理解を大切にしていきます。
- ②定期的なアンケート（**心の天気図**等）により変化の把握に努めます。
- ③「いじめ未然防止・対策委員会」で対策を検討します。
- ④本人、保護者の思いを十分に受け止め、理解や協力を得ながら指導にあたり、一緒になって取り組みます。
- ⑤関係機関と連携を行い、迅速、誠実な対応を心がけます。
- ⑥いじめの兆候を把握したり、事実が確認できた時は、児童や保護者の思いを十分に受け止め、適切な指導に努めます。